

# 愛知学院大学教養教育研究会会則

- 第 1 条 本会は愛知学院大学教養教育研究会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は愛知学院大学教養部に置く。
- 第 3 条 本会は大学設立の趣旨に則り、人文科学・社会科学・自然科学・語学・健康総合科学等の、教養教育に関する諸学の研究成果ならびに教育成果の発表を通じ、学問の水準を維持、向上せしめ教育及び社会一般に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会の会員は次の通りとする。
- (1) 正 会 員 本大学の教養部専任教員とする。
  - (2) 準 会 員 本大学の在學生とする。
  - (3) 賛助会員 本大学の卒業生及び本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者とする。
- 第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 機関誌「愛知学院大学論叢教養部紀要」の刊行
  - (2) 研究会、講演会、討論会等の開催
  - (3) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第 6 条 「愛知学院大学論叢教養部紀要」は原則として毎年 3 回発行し、会員に配布する。
- 第 7 条 本会は教養教育研究会委員会を置き、委員は次の者で構成する。
- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副 会 長 1 名
  - (3) 委 員 12 名
  - (4) 会 計 1 名
- 2 会長は学長これを委嘱する。
  - 3 委員は正会員の互選により、人文科学・社会科学・自然科学・第 1 外国語・第 2 外国語および健康総合科学の各系列より 2 名あて選出する。委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 副会長及び会計は委員の互選により、会長がこれを委嘱する。
- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会務を掌る。
  - 3 委員は委員会を構成し、本会の企画運営にあたる。
- 第 9 条 会長は委員会を招集し、その議長となる。
- 第 10 条 会長は本会の会務執行のため、必要あるときは実行委員会を委嘱することがある。
- 第 11 条 会員は毎年度始めにおいて会費を納入する。
- 2 新入会員は入会金を納付するものとする。
- 第 12 条 本会の運営費は、会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金または有志からの寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 13 条 本会の会計は 4 月に始まり、翌年 3 月に終る。
- 第 14 条 本会の会則の改正は正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。
- 付 則

本会則は、昭和32年4月1日に制定し、即日施行する。

本会則は、昭和53年2月6日に改正し、即日施行する。

本会則は、昭和57年3月24日に改正し、同年4月1日より施行する。

本会則は、昭和58年6月17日に改正し、即日施行する。  
本会則は、昭和63年4月1日に改正し、即日施行する。  
本会則は、平成2年7月6日に改正し、同年4月1日より施行する。  
本会則は、平成8年7月19日に改正し、即日施行する。  
本会則は、平成11年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。  
本会則は、平成20年12月12日に改正し、翌年4月1日より施行する。  
本会則の施行により愛知学院大学一般教育研究会会則を廃止する。  
本会則は、平成27年4月1日に改正し、即日施行する。

## 愛知学院大学論叢「教養部紀要」投稿規定

1988年4月1日成立・実施

### 〔投稿資格〕

第 一 条 この会誌に投稿する資格をもつ者は、原則として教養教育研究会正会員とする。

### 〔転載の禁止〕

第 二 条 他の雑誌に掲載された論文・資料・翻訳・書評などは、これを採用しない。

### 〔原稿の形式〕

第 三 条 投稿に際しては、次の要領に従って本文、図および表を作成する。

- (1) 原稿は、原則として原稿用紙または電子媒体による入稿とする。(電子媒体による入稿の場合プリントアウトを一部添付する。)
- (2) 原稿の量はおおむね16,000字以内とする。
- (3) 本文の前に、別紙で、次の3項を次の順序で付する。
  - (i) 和文の題目および執筆者名。
  - (ii) 欧文の題目および執筆者名。
  - (iii) (イ) 論文・資料・翻訳・書評などの区別  
(ロ) その論文・資料・翻訳・書評などが属する専門領域名。  
ただし、ここにいう専門領域は、人文・社会・自然・外国語・健康総合科学の5部門に区別する。
  - (iv) 教授・准教授・講師・助教・外国人教師など別
- (4) 原稿の欧文箇所は、すべて活字体で書くか、またはワープロを用いる。
- (5) 図は、白紙または淡青色の方眼紙に墨書し、縮尺を指定する。これに対する文字は鉛筆で入れる。ただし、表はこれらの限りではない。
- (6) 写真に文字または印を入れるときは、トレーシング・ペーパーを重ねてそれに書き入れる。

### 〔原稿の申込み〕

第 四 条 投稿希望者は、教養教育研究会委員会（以下、委員会と称す）の公示する期限までに、委員会の提示する申し込み用紙に氏名を記入する。

ただし、申し込み者が所定の数に達しないか、またはそれを越える場合には、委員会がこれを調整する。

### 〔提出期限〕

第 五 条 投稿は委員会の定める提出期限までにこれを行う。締切り日以後に提出された原稿は掲載されな

いことがある。

〔原稿組版の制限〕

第 六 条 図版・カラー写真などの掲載により一般の経費より多くかかる場合は、その必要性を各号の編集責任者に申し出て委員会を開催して審議し、承認を得ることとする。なお、承認を得られず掲載を希望する場合、その費用を別途に個人負担とする。

〔原稿修正の制限〕

第 七 条 投稿後の原稿の修正は、原則としてこれを行わないものとする。やむをえない場合は初校において修正し、その範囲は最小限度にとどめる。大幅な修正の結果、印刷費が追加されるときは追加費用を個人負担とすることがある。

〔校 正〕

第 八 条 校正は原則として第3校までとし、本文については執筆者がこれに当たり、表紙・奥付その他については編集委員がこれに当たる。

〔抜き刷り〕

第 九 条 抜き刷りは、論文・資料・翻訳・書評など各1篇につき50部までを無料とする。これを越える分については実費を執筆者の負担とする。50部以上を要する場合には、執筆者はその必要全部数を原稿の表紙に朱記する。

〔掲載論文等の複製権・公衆送信権〕

第 十 条 この会誌に掲載された論文等の電子化および公開に関わる複製権および公衆送信権は、教養教育研究会に属するものとする。

ただし、掲載された論文などの執筆者が他の機関への転載もしくは複製権または公衆送信権の行使を申し出た場合は、正当な理由がない限り、教養教育研究会はこれを拒むことはできない。

付 則

- 一、本規定の改正には、教養教育研究会正会員の3分の2以上の賛成を要する。
- 二、本規定は、1988年4月1日に成立し、即日施行する。
- 三、本規定は、1996年7月19日に改正し、即日施行する。
- 四、本規定は、1999年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。
- 五、本規定は、2003年11月21日に改正し、即日施行する。
- 六、本規定は、2005年4月22日に改正し、即日施行する。
- 七、本規定は、2007年11月16日に改正し、即日施行する。

申し合わせ（教養部会 2010. 7. 16）

- 第一条の「投稿する資格を持つ者」には、以下の非正会員を含む。
  - (1) 正会員との共同執筆による投稿
  - (2) 正会員が推薦する本学教養部の非常勤講師で、本務校をもたない人の投稿
  - (3) 元正会員で、本務校をもたない人の投稿
- 上記(1)(2)(3)に該当する投稿希望者がある場合は、担当編集委員が投稿の可否を決定し、投稿希望者に通知する。担当編集委員で判断できない場合には、教養教育研究会委員会を開いて投稿の可否を決定する。
- 投稿原稿の掲載に際しては、(1)の場合の原稿料は1篇分とし、(2)(3)の場合の原稿料は支払われない。また、(1)(2)(3)いずれの場合も抜き刷り50部までは無料とする。
- 投稿者は、第三条の〔原稿の形式〕を厳守し、第四条の〔原稿の申し込み〕の時に委員会の提示する「投稿票」用紙に必要事項を記入のうえ添付して投稿する。

- 投稿された原稿について担当編集委員から検討の申し出があった場合は教養教育研究会委員会を開き、委員会名において訂正を依頼したり投稿を断ることがある。
  - 第六条「図版・カラー写真の掲載」については、紀要作成予算の範囲内と見なされる場合、その採否は紀要編集委員の決議にゆだねるものとする。ただし、予算の範囲を逸脱する、あるいは採否の決議が困難の場合は教養教育研究会委員会を開催して、決定することとする。
- (注) 教養教育研究会が本会正会員の著書・論文等について書評を依頼する場合は、原稿料を支払うこととする。